

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常
勤の職員の公務災害補償等に関する条例

平成18年12月18日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、病気、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第2条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項については、長崎県市町村総合事務組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（平成8年長崎県市町村総合事務組合条例第18号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。